

平成 2 3 年度

食料・農業・農村政策審議会  
農業農村振興整備部会

第 8 回 議事録

農村振興局

平成 2 4 年 3 月 8 日

**農林水産省**

食料・農業・農村政策審議会  
平成 23 年度第 8 回 農業農村振興整備部会  
議事次第

日 時：平成 24 年 3 月 8 日（木）10:00～12:00

場 所：農林水産省本館 7 階 第 3 特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）新たな土地改良長期計画の策定について

（2）その他

3. 閉 会

## 開 会

○室本計画調整室長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから「平成 23 年度第 8 回 農業農村振興整備部会」を開催いたします。

本日は御多忙の中、ご参集いただきましてありがとうございます。

11 時前後になろうかと思いますが、筒井農林水産副大臣が出席する予定になっております。出席の際にご挨拶をいただきたいと考えております。

本日、岩崎委員、大出委員、渡邊委員、鷲谷委員におかれましては、所用によりご欠席とご連絡をいただいております。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行については、佐藤部会長にお願いいたします。

## 議 事

○佐藤部会長

皆さん、おはようございます。年度末のお忙しい中、ありがとうございます。

それでは、早速お手元の議事次第に従いまして、始めさせていただきます。

今、事務局からお話ございましたが、筒井副大臣が 11 時ごろお見えになりますので、お見えになられてから審議をいただくということで、それまでは資料の説明あるいは資料についてのご質問を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、前回 11 月の部会でご検討いただきました、土地改良長期計画中間とりまとめについて、その後、パブリックコメントを行いましたので、事務局からその結果についてご説明いただきます。お願いいたします。

○室本計画調整室長

それでは、資料 1 の「パブリックコメントの結果」をご覧くださいと思います。

1 ページをお開きいただきたいと思いますが、全体で 43 人・団体から延べ 153 件の意見が出されております。

職業別でいいますと、公務員の方が多かったようですが、全体の 5 割。農業者、土地改良区・土地改良団体職員の方々が 4 割弱を占めております。

年齢別では、50 歳代が全体の 4 割、次いで 40 歳代が 2 割となっております。

また、性別では男性が 9 割という結果となっております。

各カテゴリー別で、特に意見が多かった事項を下の表で◎示しております。農業関係者等の方々からは、経営体への面的集積を図るべきであるとか、あるいは意欲ある多様な経

営体の育成・確保を急ぐべきであるといったご意見や水利施設の戦略的な保全管理を一層進めるべきであるという意見が主でした。

また、主に土地改良区の方からですが、土地改良区が果たすべき役割を拡大していくべきとのご意見がありました。

この他、要望として土地改良負担金を軽減してほしいという意見がございました。

公務員の方々からは、農地や農業水利施設の迅速な復旧を図るべきであるといった意見や防災・減災対策を推進すべきであるといったご意見がありました。

会社員の方からも何名が意見を出してきていただいています。折しもパブリックコメントを実施したときに TPP の問題が話題となっていたこともあるからかも知れませんが、我が国の農業の体質強化を図るべきといった意見が出されております。

2 ページですが、パブリックコメントで出された意見の概要とその意見を土地改良長期計画へ反映するか、しないか、反映するとしたら、どういった記述ぶりとするかについて、整理をしております。意見の数は非常に多いのですが、この意見を基に、土地改良長期計画本文の書きぶりの適正化のために修正を行った箇所については説明を省きまして、何らかの記述を追加、変更したものを中心に説明したいと思います。

3 ページをご覧ください。意見項目 8 番目であります。これは食料・農業・農村をめぐる内外の情勢の部分ですが、「『放射性物質により土壌が汚染されたこともまた国土の危機』」という付随的な表現を使っていたのですが、おかしいのではないかとご指摘があり、「汚染されたことは国土の危機」と書いてほしいとのご意見でしたので、そのように変えたいと思います。

「3. 土地改良事業の目的」の 11 番目の意見です。今回の震災によって排水機場が被災しております。農業用だけではなく、地域排水に貢献してきたという、地域共通の社会的共通資本の例として土地改良長期計画本文に書いてほしいというご意見です。この趣旨を踏まえまして、かぎ括弧で書いてあるように、書いてみてはどうかと思います。ただし、農業水利施設の維持・管理の活動自体が地域社会の形成を下支えしてきた面もあろうかと思えます。地域社会の形成と密接に関わってきたことを物語っているということもプラス  $\alpha$  で書いてはどうかと思っております。

13 番目のご意見です。農業水利施設等の管理において、地域住民等の参加を求めるには深い理解が不可欠である。水利施設の管理を住民参加で行うということは、私どもが日ごろから簡単に言っていますが、土地改良長期計画本文にも理解醸成を行うべきということを書いてほしいという意見でした。趣旨を踏まえ、アンダーラインのような書きぶりをしたいと考えております。

4 ページの 15 番目の意見項目です。土地改良事業の今日的意義について、産業的観点からの設備投資に匹敵するということを強調して書いてほしいというご意見です。これは産業界の役職を務められた方からのご意見だったと思いますが、趣旨を踏まえて、低コス

ト化等を可能とする土地改良事業は、成長産業として発展させる、言わば製造業における設備投資に匹敵するものでありと書いてはどうかと思っております。

6 ページです。政策課題の達成のところ、28 番目の意見ですが、中山間地域で 10～20ha の経営規模は農村の実態を無視した非現実的なものであるというご批判でございます。食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画について全国ブロック会議を行った際にも、同様の意見が出されたと聞いております。一般的に、1 集落の全国の平均耕地面積は 10～30ha ですが、全国トータルの農業構造のいわゆる目安として、中山間で 10～20ha、平地で 20～30ha を基本方針・行動計画で設定したという経緯があります。

ただ、ご意見にあるとおり、確かに中山間で 10～20ha を目指していくというのは多少難しいところがあります。機械の共同利用化、集積を図れるところは集積をしていくことは、土地利用型農業においては、当然促進しなければいけません。中山間で 10～20ha、平地で 20～30ha の数値がひとり歩きしないよう、アンダーラインで書いてあるように、地域の中心となる経営体の農地集積の加速化を図り、持続可能な力強い農業の実現を目指すとして修正したいと考えています。

今後、4 次補正予算で、人・農地プランを、経営局が全国レベルで作成していく措置をしているところです。各地域で徹底した話し合いの下、地域の中心となる経営体を定めていただく。その経営体に対して集積を図っていくという目標がございます。土地改良事業もそれと連動させながら進めていきたいと考えております。後ほど細かく説明をしたいと思います。

9 ページです。45 番目の被災集落の復興整備の関係です。被災集落の復興整備に際し、区画整理等により公共用地の確保にも貢献する旨を書いております。趣旨を踏まえて、復興に必要な道路用地や集落移転用地等の公共用地の確保にも貢献すると書いてはどうかと考えております。

11 ページでございます。57 番目の意見ですが、集落排水、汚泥リサイクル施設の整備の関係です。農地に完熟堆肥の投入が不可欠である。食品残渣を堆肥として農地還元するための施設整備を支援すべく、土地改良長期計画に明確に書いてほしいというご意見です。土壌改良については、土層改良と横並びで追加してはどうかと思っておりますが、食品残渣の堆肥化なり農地還元というのは、営農上の取組みになると考えております。しかも、食品残渣等のリサイクル施設を整備するというのは、土地改良事業になじまないため、書かないことにしてはどうかと思っております。

「第 5 計画の実施に当たって踏まえるべき事項」に関して、60 番目のご意見です。農地地図情報の利活用により、基盤整備の効率的・効果的推進と経営体の育成・確保に努めるべきというご意見です。農地地図情報は既にほとんどの各都道府県の土地改良事業団体連合会で整備されております。事業仕分けで本事業が廃止になったということで、農地情報に上乘せる農業者情報はまだ十分に整備されていない状況にあります。とはいえ、一番基本的な情報は既に入っていますから、農地の整備や利用の状況等に関する農地情報を

関係機関で活用し、各般の施策を効率的・効果的に推進すると書いてはどうかと考えています。

61 番目のご意見です。土地改良区は任意団体ではないということをはっきりさせておくべきだといった趣旨のご意見です。趣旨を踏まえ「土地改良法に基づき」と、アンダーラインのところを入れたいと思います。

12 ページの一番下でございますが、69 番目のご意見です。災害復旧に係るバックアップ体制の構築の中で、基幹水利施設の点検や職員の安全確認のための緊急情報システムの強化について書くべきであるといったご意見です。職員の安全確認というのは、我々組織の内部では必要なことであるのですが、これだけを土地改良長期計画に書くのはなじまないと思いますので、趣旨を踏まえて、ダム等の基幹的な水利施設や地滑り危険箇所迅速な点検、被災状況を把握するための緊急情報システムを強化する。幅広い情報を緊急情報システムにも入れるという趣旨で書いてはどうかと思います。

土地改良長期計画本文に反映しようと考えているものは以上です。

次のページからは、個別意見の概要を網羅的に添付しております。お時間があるときにご覧いただければと思います。

資料－1 については以上です。

#### ○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

後ほどの審議では、これらの意見がどこにどのように反映されたかということの説明いただきますが、この段階でもコメントに関してご質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、次の議題に移らせていただきます。パブリックコメントを踏まえて、新たな土地改良長期計画（案）の構成、成果指標と事業量（案）について、事務局に作成いただきましたので、それについてご説明をお願いいたします。

#### ○室本計画調整室長

それでは、資料－2 と資料－3 を一括して説明いたします。

資料－2 をお開きください。土地改良長期計画の構成案の変更、成果指標の体系について説明いたします。

1 ページですが、計画の枠組みについて、中間とりまとめからの変更点を示しております。

中間とりまとめにおいて、政策目標1は、意欲ある多様な経営体の育成による農業の競争力・体質の強化としておりました。人づくりによって、農業の競争力・体質の強化を図るという記述ぶりでしたが、そもそも担い手づくりというのは、基盤整備を契機として行うものであって、私どもとしては、基盤整備を前面に立てた表現の方がわかりやすいだろうということから、農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化に変更したいと思っております。

また、競争力という言葉は従前は使っておりましたが、大規模経営体のみを重視するという印象を与えかねないので、規模の大小にかかわらず、複合経営や経営の多角化をこれからも支援していくと本文案で書いておりましたが、競争力という誤解を与えかねない言葉を削除してはどうかと考えております。

政策目標2で位置づけていました、基盤整備関係の⑤⑥については、修正案の政策目標1に移動もしくは統合することにしたと思います。水田の汎用化については移動、畑作・畜産・酪農における整備は統合でどうかと思っております。

修正案の④、基盤整備を契機とした経営体は、従前の意欲ある多様な経営体から、地域の中心となる経営体という言葉を使うことにしたいと考えております。今年度の補正予算から人・農地プランを、全国の市町村単位もしくは集落単位で策定していただくことになっています。集落等の中で徹底した話し合いによって、地域で定められた担い手の呼び名、総称として使うことになっておりまして、全省統一的に使用するというところで、新たな長計においても、地域の中心となる経営体という言葉に統一することとしたいと考えております。

その結果、政策目標2の中には、整備に関する施策がなくなり、右の修正案の⑤⑥のように、まさに保全に関するものだけになります。このため、政策目標2の食料供給力の「強化」という言葉を「確保」という言葉に変えてはどうかと思っております。

なお、政策目標3以降に変更はございません。

2ページをご覧ください。今、説明した内容を反映した修正案です。また、主な施策の①に中山間地域で10～20ha、平地で20～30haが大宗を占める構造という記述を記載しておりましたが、削除しております。

3ページでは、成果指標の体系を示しております。現計画では17の指標があり、同列で設定していましたが、新計画では6つの重点指標と18のその他達成すべき指標として、メリ張りを付けております。

重点指標は、7つある各政策目標の達成度合いを直接的に判断する指標と考えております。一方で、その他達成すべき指標というのは、細かい施策、あるいは事業自体の進捗管理を行う側面を持っている指標であるにご理解いただきたい。

指標の説明は、後ほど資料3でいたします。

4ページに移ります。4ページは、農を「強くする」、国土を「守る」、地域を「育む」、この3つの政策課題に対応する基本方針と重点指標を並べております。

基本方針の内容は、土地改良長期計画本文の各政策課題をどうやって進めていくかという、一番頭のところに出てくる文章と同じとお考えいただければと思います。

農を「強くする」ですが、持続可能な力強い農業の実現のため、農地の大区画化・汎用化については、地域の中心となる経営体への農地集積を加速化するための整備に重点化して推進する。一方の水の関係ですが、基幹的農業水利施設については、全国約 240 万 ha の水田と約 60 万 ha の畑への用水の安定供給及び排水条件を確保するとしております。

国土を「守る」ですが、被災地域において、市町村の復興計画等に基づき、基幹的な施設の復旧については、概ね 5 年で完了を目指す。それから、津波の被災農地については、概ね 3 年以内の営農再開を目指すとしております。全国の防災・減災対策については、ため池等農業水利施設の耐震対策、ハード・ソフト一体となった総合的な対策の推進により、災害に強い農村社会の形成に寄与としております。

地域を「育む」ですが、多様な主体の参画により、地域資源の適切な保全管理・整備を推進するとともに、基盤整備に併せて、農村環境の保全・創出の取組を推進し、農村コミュニティの維持・活性化に寄与としております。もう一つ重要な取組として、再生可能エネルギーですが、自立・分散型エネルギーシステムへの移行に向けて、小水力発電等の再生可能エネルギーの生産及び利用を促進としております。

5 ページは、踏まえるべき事項の項目ごとのタイトルと主な内容を列挙したものです。

6 ページは、これまでの審議経過と今後の予定です。本日の部会が終われば、成果指標・事業量入りの計画案について 1 週間のパブリックコメントを行いたいと思います。その後、関係府省との協議、都道府県知事からの意見聴取の手続きがございます。それから、与党のプロセスが幾つかございまして、これらを経て、3 月下旬に第 9 回部会を開きたいと思っております。そこで最終とりまとめと答申をいただく。何とかこのスケジュールをこなして、年度内に閣議決定に持ち込みたいと考えております。

資料 2 は以上です。

続いて、資料 3、A 3 版のカラー刷りの紙が 3 枚入っております。それをお開きいただきたいと思っております。資料 3 は、重点指標と主な取組を成果指標全体から抜き出したものです。

重点指標だけ先に説明いたしますと、各政策課題が 3 つあって、政策目標 7 つに対して、重点指標が 6 つあります。5 の多面的機能だけは、他の政策等を推進することによって、結果として発揮される機能なので、指標についても重なり合うということで、ここには文言しか入れておりません。

重点指標①ですが、基盤整備を実施する地区における地域の中心となる経営体への農地集積率、約 8 割以上としております。現行計画では意欲ある多様な経営体への集積、7 割以上ということでしたが、更に 1 割アップさせたいと考えております。

考え方でございますけれども、今、全国の耕地面積に占める水田の大区画ほ場の割合は 8 % です。大区画というのは 5 反以上を示しております。大規模な経営体、主に 15ha 以

上の土地利用型農業でございますけれども、この経営体が耕作する水田の大区画農地の割合は、所有権、利用権あわせて約 15%であり、全国の耕地面積に占める水田の大区画ほ場の割合をそれ並みに引き上げたいと考えております。裏を返せば、全国の水田の大区画割合を 15%にすべく大区画化ほ場の整備を行えば、基本的な農地集積率の条件は整うと考えております。現在、大区画化水田は 20 万 ha ですが、これを 40 万 ha まで引き上げ、結果として、集積率 8 割の達成に貢献するという考え方です。これが重点指標①です。

②は長寿命化対策の関係ですが、基幹水利施設の機能診断済みの割合、平成 22 年度ベースで 4 割でしたが、これを 7 割に引き上げたいと考えております。

耐用年数の半分を超過するすべての施設は、平成 26 年度までに機能診断を終えます。県営施設についても当然取組みまして、平成 28 年度までに耐用年数の過半を超過したものの機能診断を完了させる。

もう一つは、供用開始後 10 年を経過した施設はまだ傷みが少ないですが、すべての公共施設を平成 28 年までに完了させるといった意味合いを持っています。まだ供用後の年があまり経っていない基幹的な施設の機能診断が残ります。基幹的な団体営造成施設について、更に機能診断を図る必要があるかと思えます。

重点指標③ですが、被災地域における営農再開が可能となる農地面積は、約 1 万 9,000ha としております。

これは被災 6 県、福島、宮城、岩手の 3 県と青森県、茨城県、千葉県の数ですが、岩手県の陸前高田市で調査が完了していないところ、宮城県の石巻市の大川小学校周辺で水没したところが手つかずになっております。それと原子力警戒区域を合わせて大体 2,800ha を除いた面積が平成 26 年度までの 3 年間ですべて営農再開を可能にするといった指標です。

重点指標④ですが、ここはハード・ソフト一体となった防災・減災対策です。重点指標として取り上げているのは、老朽化したため池の整備や排水機場の改修等による農地における湛水被害等の災害のおそれの解消面積を 10 万 ha としております。

今後 5 年間にため池が決壊する、あるいは地滑りで農地が埋まってしまうとか、河川の氾濫によって農地が湛水してしまうといったところで、特に人命、財産、ライフラインに影響を及ぼすようなところが、全国で約 10 万 ha あります。少なくとも 10 万 ha は、5 年間に災害のおそれを取り除こうという目標です。

重点指標⑤です。非農家等の多様な主体の参加による地域共同活動への参加者数、延べ 1,000 万人・団体としております。団体には、自治会、婦人会、NPO も含まれており、人の数でカウントすると 1,000 万どころではなくて、もっと大きな数字になります。

5 年間で 1,000 万人・団体確保すれば、農地・水保全管理支払あるいは中山間地域等直接支払の活動がきちんに行われているという指標になるのではないかとということで、指標を設定しています。

重点指標⑥は非常に意欲的に設定させていただきましたが、小水力発電等の再エネの導入に向けた計画作成に着手済みの地域を 1,000 地域としております。5 年間で 1,000 地域の計画に着手するとしております。

お恥ずかしながら、昭和 57 年に小水力発電の制度ができました。58 年度から小水力を始めとして、その後、太陽光、風力も農業農村整備関係予算の中で取り組みましたが、トータル 47 地区しか完了しておりません。この約 20 倍の数値に該当します。大きなもの、小さいもの、全部含めて、水路の落差エネルギーが取れるようなところ、恐らく全量買取制度で、売電価格は上がると期待しておりますので、1,000 地域を達成したいと考えております。

2 ページ目をご覧ください。今、説明した重点指標以外に、その他達成すべき指標、右の方には事業量（案）を示しております。

主なものをご紹介しますと、1 番目の政策目標、大区画化・汎用化の項目ですが、基盤整備実施地区における大区画ほ場の割合を 7 割以上に設定したいと思います。従前なかった指標です。どういう効果があるかということ、大区画ほ場整備を実施することによって、7 割以上の集積が達成できれば、稲作労働時間は半減する。稲作の生産費も半減します。半減すると手が空きます。手が空いたところで、更に集積農地を引き受けていただくということなのです。

耕地利用率、麦・大豆の作付率については、現行の食料・農業・農村基本計画の平成 32 年の自給率 50% の前提となっている数字を設定しています。基盤整備を行ったところは、これを達成するという目標であります。

生産法人等の設立ですが、基盤整備を行えば、少なからず生産法人等の設立、集落営農も含めて経営体が育つということで、基盤整備を実施した地区の 5 割以上で 300 法人の設立を図りたいと考えております。

新たな指標として、現政権が重点的に取り組む柱の 6 次産業化関係です。基盤整備を行って、そこで生産された農産物の加工販売につながった地区は、10 年間で 1 割程度しかありませんでした。ここに力を入れて、他局の政策とも連携しながら、その数字を 5 割以上までアップさせたいと考えております。

②の水利施設の関係です。国営造成施設について機能保全計画を策定しますが、これにより、リスク管理を行いながら、必要なところだけ保修、更新を行う計画の着手を円滑につなげていきたいと考えておりまして、平成 22 年度ベースで 4 割を 8 割まで向上させるという指標です。

戦略的保全管理による国営造成施設の更新等整備費用の低減率です。3 割減と書いていますが、これは以前の部会でもご説明したと思いますが、平成 15 年度から 23 年までの 9 年間で、既に反当の更新コストを 5 割削減しております。ですから、今、非常に安価に水利施設の更新を行っております。更にそれを進めて、5 年間で 3 割削減したいと考えております。

優良農地の維持ですが、これは農地・水保全管理支払、中山間地域等直接支払、右の方に事業量の4万haと書いていますが、耕作放棄地の再生利用を図る面積、新規には場整備をやるどころ、今回の補正予算で措置をしましたが、既に三反区画以上に整備をされたところでの用水路の簡易的な改修を行うことによって、優良農地を維持していこうということで、360万haという数字を挙げております。これは農振農用地約400万haの9割に相当する土地を、基盤整備サイドで保全していくといった数字になっております。

重点指標を飛ばしまして、国土を「守る」の4番目のところですが、ハザードマップの整備等のため池の減災対策によって、災害リスクが軽減される集落戸数を現状15万戸から倍増を図る。基本的な考え方は、ため池の直下流に集落があって、万が一決壊すれば、集落に甚大な被害を及ぼすというところを、当面5年間で手当するという考え方にしております。

国営造営施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率を現状の2割から6割まで引き上げる。主にダムになりますが、下流直下に民家があるとか、ライフラインが農業用施設に乗っていると、被害を受けると、国民生活に大きな影響を与えるものを重要構造物と定義しております。耐震設計・照査を図っていきますが、主にダムの耐用年数は80年ですので、40年を経過したものから順次着手していく。ダムのタイプもいろいろありますので、コンクリートでできたものよりは、ロック材、土、岩石でつくったものを優先して手当していく。あとは、地震発生確率の高いところから、順次着手していきたいと考えております。

6番目です。地域共同を生かして農村コミュニティを再生するところですが、農地・水保全管理支払は、全国で143万ha、1万9,700組織で定着しておりまして、その中でも、特に住民の方々の工夫によってより高度な取組を行うことを来年度からスタートしていきます。

高度な取組とは何かというと、例えば循環灌漑のためのポンプの分解点検といった高度な知識が必要となるものや、ため池の浚渫、水田魚道の設置、滋賀県などで設置されている水田に魚が上がるような魚道といったものに取り組むところが143万haのうち3割の44万haでそういう取組に着手していこうと考えております。

それに対応するためには、組織体制を整えなければならず、1,300地域で組織体制の強化を図りたいと考えております。これを広域化することによって、事務局体制を確立していくということで、旧町村単位の平均200ha規模の地活動組織を考えております。

直営施工の参加者も、地域コミュニティの形成に非常に貢献すると思っており、現状で年間1万3,000人ぐらいの参加ですが、1万6,000人ぐらいまで引き上げて、5年間のトータルで8万人。事業量では、今の実績で年間大体160地区を200地区まで引き上げて、5年間で1,000地区を目標にしたいと思います。

最後の環境のところですが、生態系ネットワークの保全、景観の創出に引き続き取り組めます。実績と趨勢を踏まえて、引き続き指標として設定しております。

集落排水汚泥のリサイクル率ですが、バイオマス活用基本推進計画に、今後10年間でリサイクル率を10%向上するという国家目標が定められておりました、それに従って、5年の範囲で取り組める率として70%に引き上げるとしております。

集落排水の普及率は、現状68%を76%にする。中小都市と同水準並みの水準まで引き上げる目標を立てたいと思っております。

事業量は、細かい数字が並んでおります。少し触れておきたい点は、一番上に整備済み水田の畦畔除去等による区画拡大も含めた大区画化の整備です。20万ha、年間当たりになると4万haとなりますが、とてつもなく大きい数字なんです。これはそこに書いてあるとおり、畦畔除去がございまして。これも今年の4次補正予算から、反当10万円ぐらいでできる定額助成、非常に安価な事業制度を創設しております。あるいは暗渠排水を単独で行う等をフルに活用しながら20万haを達成していくというのが1点です。

もう一つは、その4つ下でありますけれども、区画整理や暗渠排水等の整備による水田の汎用化がございまして。汎用化を図るためには、当然暗渠を入れなければいけないのですが、これも16万haという非常に大きな数字であります。このうち単独暗渠が10万haを占めておりました、各委員の皆様方に現地調査でご覧いただいたフルスペックのほ場整備と併行して、そういったものをまず活用しながら、抜本的な営農の体系を変えるときにはフルスペックを導入していくということで、メリ張りを付けて選択的にやっていきたいと考えております。

防災事業のところでありましてけれども、10万haの湛水被害等の災害のおそれの解消に対する防災事業の実施が2,600地区です。このうちため池の改修は約半分を占めております。

それから、ハザードマップの作成等の減災対策については、2,300か所です。

耐震設計・照査を行う重要構造物の対象を130か所としております。

地域共同の取組みでございましてけれども、200万haというのは、農地・水保全管理支払により143万ha、中山間地域等直接支払で68万haございまして、重複が13万haほどございまして、重複除きで200万haという数字を設定しております。

3ページをご覧いただきたいと思っております。現行土地改良長期計画と今回の土地改良長期計画との比較です。細かいところは説明しませんが、冒頭触れましたように、現行土地改良長期計画では17指標を色をつけない形で設定しておりました。今回は、継続していくもの、中身を変更して充実、発展、拡大させて引き続き活用していくもの、新しく事業の進捗、管理等を主な目的として設定するものに分けております。現行計画で17あったものが、今回の計画では重点指標が6、その他達成すべき指標が18ということで、指標の数は5割増と多くなりました。多くなると、一方でわかりづらいという議論を生むかもわかりませんが、私どもとしては、きめ細やかに対応していきたいという思いで、こういう形で設定させていただきたいと思っております。

資料-3については、以上であります。

○佐藤部会長

ありがとうございました。

引き続きまして、土地改良長期計画の案についてご説明いただきまして、今、ご説明いただきました資料2と資料3についてのご質問は、後ほど一緒に伺うことにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○室本計画調整室長

それでは、土地改良長期計画本文案の資料4をご覧ください。

事前レクの際に、合瀬委員から、目次がなければわかりづらいというご意見をいただきましたので、目次を入れております。

パブリックコメントの意見を反映し、また、文章が適切でないとか、あるいは用語が不統一であるといった修正を行った点がございます。ここでは主にパブリックコメントや、これまでの部会での委員の方々のご意見を中心に、それから、昨日は民主党の部会等もございまして、その際にいただいた意見も反映させていただいております。赤書きのところを中心に簡単に触れていきたいと思っております。

1ページ、2ページの「まえがき」であります。1年前倒しで、今回、新しい土地改良長期計画を策定することとした理由として、基本計画に沿った土地改良事業の展開の必要性があること、東日本大震災から一刻も早い復旧・復興が必要であること、基本方針・行動計画に沿った農業の体質強化を図る必要があることの3点を書いております。今後の土地改良事業は基本方針・行動計画を踏まえて、農林水産省として策定した取組方針がありますが、この取組方針に沿った事業の重点的な展開を図っていくことを記述しております。これが「まえがき」でございます。

5ページの23行目です。国土の危機について記述したところですが、第7回の部会で鷺谷委員から生物多様性の喪失が農村の危機に位置づけられているが、言ってみれば、これは国土全体の危機ではないかというご意見をいただいております、そのご意見を踏まえて、追記させていただいております。

7ページですが、先ほどのパブリックコメントの説明で触れましたが、23行目からの、津波で被災を受けた排水機場の実態を十分踏まえてみれば、排水機場は、社会的な共通資本としての役割を果たしてきたということを記述しております。

8ページの一番最後ですが、パブリックコメントの意見にあった「地域全体による取組の必要性への理解を促進し」という言葉を入れております。

10ページに入りまして、政策課題です。

10ページの17行目からですが、土地改良事業は、製造業における設備投資に匹敵するものであるということ。

22 行目、従前は「意欲ある多様な経営体」という言葉を使っておりましたが「地域の中心となる経営体」としました。経営体には、個人・法人・集落営農をすべて含んでおります。勿論新規就農者もこの中に含んでおります。

以後、すべて「地域の中心となる経営体」という言葉に統一しております。

あとは主立った変更はなく、16 ページ、第3の「1. 農を『強くする』」のところに本政策課題に対応する基本方針を書いております。先ほど資料2でご説明した内容をそのまま反映しております。

例えば、①のところをご覧くださいと「持続可能な力強い農業の実現のため、経営規模の拡大に不可欠な農業の大区画化・汎用化については、地域の中心となる経営体への農地集積を加速化するための整備に重点化して推進する」と明確に書かせていただいております。土地利用型農業において、中山間地域 10～20ha、平地で 20～30ha を達成するという目標は生きておりますが、それに貢献する手法として、地域の中心経営体に基盤整備サイドとして、農地を重点的に整備していくことをここに盛り込んでいるとご理解いただければと思います。

16 ページの施策1ですが、26 行目、生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化については、重点化を図ることにしています。

17 ページの一番頭に続いていきますが、その際、既に区画が整備されている水田の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水の整備については、農業者の自力施工等も活用して推進する。先ほど、反当の定額助成は 10 万円を基本にする、あるいは暗渠であれば 15 万円を基本にすると申し上げたのが、ここの記述に関係するところでございます。

17 ページの施策2ですが、ここは麦・大豆等の戦略作物の拡大のための汎用化のところですが、汎用化についても、地域の中心となる経営体の農地集積を加速化するための整備に重点化して推進すると書いております。一方で、土地利用型農業以外の畑地の経営体を見捨てるということではなく、地域の特徴ある経営体に対しては、地域の中心となる経営体の経営強化のための整備の方で読んでいただくという趣旨です。勿論、規模拡大を重点的に行いますが、そうでないところも、私どもとしては対象に含めているとご理解いただければと思います。

18 ページの畑地かんがいのところです。

1 点は上から 3 行目ですが、土層改良だけであったのを土壌改良を追加したということ。

それから、畑地かんがいについても、地域の中心となる経営体の経営強化のための整備、経営体への農地集積を加速化するための整備に重点化して行っていくという表現をここにも入れております。

(4) 施策4ですが、これは経営体の育成・確保について書いたところですが、基盤整備と経営体の育成確保に関する文章で不明瞭なところがありましたので、少し修正しました。

20 ページの国土を「守る」の冒頭に、対応する基本方針を記述しております。

22 ページの施策 9 の 3 行目です。パブリックコメントで出されたご意見を踏まえ、区画整理等の手法を活用することで、公共用地の確保に貢献すると加筆しております。

22 ページの施策 10 のところですが、排水機場の浸水対策を強化すると加筆しております。

また、24 ページ、地域を「育む」の政策課題 3 の冒頭に、対応する基本方針を記述しております。

25 ページの 15 行目に、「農家や地域住民等の多様な主体が工事に直接参加する直営施工を推進することにより、地域コミュニティの活性化に資する」と追記しております。一昨日、与党の部会で説明した際に、地域のコミュニティ形成に役立っていることと、土地改良事業もなるべく安価な手法を使って重点的にやるべきであるというご意見がありましたので、その旨を反映させたということです。

28 ページからは、成果指標、事業量を記載しております。土地改良法の施行規則には、農用地総合整備事業、基幹農業用排水施設整備事業、防災事業の 3 つの事業名が書いてあり、その事業ごとに成果指標と事業量を設定するようになっております。ですから、成果指標、事業量を再掲しているところもありますが、各事業に対応させながら、成果指標と事業量を挿入したということでございます。

指標自体は、先ほど資料 2 と資料 3 で説明したものと全く変わりませんので、説明は省略したいと思います。

踏まえるべき事項を説明します。パブリックコメントの意見を反映して、36 ページの 24 行目ですが、農地地図情報を施策に活用していくことが重要と加筆しました。

38 ページの一番下から 39 ページの上のところにかけてですが、ダム等の基幹的施設や地滑り危険箇所の迅速な点検、被災状況を把握するための緊急情報システムの強化について、パブリックコメントの意見を踏まえて加筆しました。

39 ページの 21 行目ですが、再生可能エネルギー、特に太陽光、風力の関係だと思いますが、これらの施設を設置するときには、美しい農村環境の保全にも留意するということ、加筆しております。環境省との事前協議での意見ということで、加筆しました。

40 ページです。技術開発の促進の項目ですが、人材の育成・確保も重要な課題ではないかという与党からの意見がございましたので、追記しました。

最近、非常に問題になっている市町村レベルでの技術者の技術力低下ですが、マンパワー自体が足りないという問題もありますが、技術力の低下という問題があります。その際、全国の土地改良事業に携わる技術系職員の技術力向上に向け、国の設計基準等の技術書の普及、啓発を図るとともに、研修等を通じて、実践的な技術力を有する人材の育成確保を図るということを加筆いたしました。

「あとがき」のところですが、農業農村を取り巻く情勢もですが、最近の情勢変化が激しいものですから、本計画を弾力的に実施するということと、場合によっては土地改良制

度、法律の見直し等についても行う必要があるだろうということで「あとがき」に書いております。

参考資料を添付した方がわかりやすいというご意見を事前説明でいただきましたので、最後のページに今回の長計の概要と成果指標の案の一覧表にしたものを参考資料として添付いたします。閣議決定を行う際には、参考資料は別の資料として整理されることになろうかと思えます。

本文案の内容については、以上です。

#### ○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

それでは、ご議論は筒井農林水産副大臣がお見えになってからということをお先ほど申し上げましたが、資料2、資料3及び資料4のご説明について、ご質問があったらお受けしたいと思えます。よろしく願いいたします。

#### ○合瀬委員

質問ではないのですが、目次等を付けていただきまして、私的には大変わかりやすくなっております。特に今回の土地改良長期計画は、最終的にかなり分量の多いものになりましたので、目次を付けていただいて大変わかりやすくなったと思えます。ありがとうございました。

もう一つ。今回、新しい言葉として出てくる「地域の中心となる経営体」は非常にいい言葉だと思うのですが、それに伴って、資料4の16ページで、食と農林漁業の再生プランの中で示してあるのに、なぜ今回は削除されたのでしょうか。実現会議との関連性をどう考えれば良いのでしょうか。

さらに他の農水省の計画を見てもみると、「意欲ある多様な経営者」という表現が残っていると思えます。私などは農水省から出されている計画書のたぐいをたくさん読みますので、それとの関連がときどきわからなくなります。意欲ある多様な経営体と記述されるものと、地域の中心となる経営体と記述されるものと、幾つかありますので、農水省としても統一していただけるなら、統一していただけるとありがたいです。もしくはどういう関連になっているかということを書いていただけると、わかるという気がしました。

以上です。

#### ○佐藤部会長

その辺はいかがですか。省内で何かありますか。お願いいたします。

#### ○實重農村振興局長

2点ご質問がございました。

食と農林漁業の再生基本方針に掲げられております中山間地域で10～20ha、あるいは平地で20～30haという言葉と、地域の中心となる経営体との関連でございます。基本方針の中での数字がひとり歩きしたのでは、地域の話し合いで支障が生じるということで、現実に人・農地プランをそれぞれの地域で話し合っていた過程においては、数字を前面に出さないようにしております。土地改良長期計画の議論というよりも、省内全体の議論が進展しております、それに併せて、地域の中心となる経営体という表現に改めさせていただいているということでございます。それが1点です。

もう一点、従来、意欲ある多様な担い手、あるいは意欲ある多様な経営体と表現していたものを、地域の中心となる経営体という表現に改めてきているという点についてでございます。伝統的に意欲ある担い手という言葉を使ってきておりましたけれども、農業者の方から見ますと、ある意味で意欲ある担い手とそうではない担い手に区分するというニュアンスがあったことも否定できないところでございます。基幹的農業者が66歳を超える状況になっておりますので、今、必要になってきておりますのは、地域で徹底的に話し合いをして、その地域は将来どういう形にもっていくのかということです。集落営農なり法人化あるいは担い手の集積、そういうことを話し合っていたかなくてはいけないので、区分するのではなくて、全体で話し合ってください、面積も10ha、20ha、30haという面積が頭からあるのではなくて、その地域で話し合っていて決めてもらいたい。それを人・農地プランに書き込んでもらいたいということでございます。そういった1つの農政の大きなムーブメントがございます。その中で、生じておりますので、整合をとりまして、省内でもかなり議論をいたしまして、調整をして、このような表現にさせていただいております。

○佐藤部会長

どうぞ。

○合瀬委員

ちょうど筒井農林水産副大臣がいらっしゃったので、これは農水省全体に関わることなので、副大臣にお聞きしたい。

今の實重局長のお話ですと、農水省の人・農地プランの説明の中で、地域にいろいろ説明をすると、中山間地域10～20haもしくは平地20～30haという数字がひとり歩きをして、地元では反発もあるということもあるので、余りこういう数字は使わないようにするというご説明だったと思うのですが、それは農水省全体として今後、平地で20～30haもしくは中山間地域で10～20haというのは使わなくなったということなんでしょうか。そこだけ確認させてください。

○筒井農林水産副大臣

基本方針・行動計画は政府全体、農林水産省を含めたところで作成したものでございますから、この基本方針に基づいてやっていくわけでございます。20～30haを平地において目標にするというのは、農水省自身の方針でございます。ただ、今、局長からは、平地で20～30haはなかなか実現が難しいではないか。特に中山間地の10～20haも難しいのではないかという現場の声があるものですから、常にそれをどこでもやらなければいけないという趣旨で誤解されないように、誤解されるような形では使わないという趣旨で、説明したのだと思います。平地で20～30haを大宗とするというのは、農水省としての明確な目標でございますから、それを全く言わないということはないと思います。

○合瀬委員

つまりそれに縛られないで、大区画化・汎用化を目指すという理解でよろしいということですね。

○筒井農林水産副大臣

そうです。地域ごとに実情は全く違うものでございますから、それぞれの実情に応じて大区画化などを目指していくことになります。常にどんな場所でも20～30haを目標にしなければいけないという言い方をすると、誤解されてしまうと思います。

○合瀬委員

わかりました。ありがとうございました。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

筒井農林水産副大臣がお見えになりましたので、早速ご挨拶をいただきます。よろしくお願いたします。

○筒井農林水産副大臣

本日は、大変忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

今日に限らず、日頃から農林水産省の政策全般、特に農村振興策、基盤整備、土地改良、これらの問題につきまして、委員の皆さんには本当にお世話になっております。いろいろご指導いただきまして、ありがとうございます。

今年度末までに土地改良長期計画を策定するという方針の下、委員の皆様のご指導、ご助言をいただいてきたところでございます。今、話題になりました、基本方針・行動計画にも出ておりますように、戦略1では、農業の規模拡大、コスト削減、担い手の確保、これらを大きな目標として掲げているところでございまして、その場合、農業生産基盤整備

によって大区画化をする、あるいは汎用化をすることは不可欠な取組になっているわけ  
でございます。

そして、水利施設等に関しては、予算が限定されている中でも、長寿命化という特に必  
要な取組みをしなければいけないわけでございますが、具体的な数字も含めた計画を出し  
て、一つひとつ実行していく。その結果として、今、話題になりました 20～30ha という  
目標の実現があるんだと思います。

次回、皆さんから答申を出していただく方向でお願いをしているところだと思いま  
すので、忙しいところ、大変な作業で申し訳ございませんが、引き続いての作業をよろしくお  
願い申し上げまして、私からの冒頭のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。  
よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、御質問、御意見を賜ります。よろしくお願いいたします。

○山崎委員

今まで土地改良に関しましては、ハード面が主体になっていますが、ソフト面のことな  
んですけれども、今回の震災の復興計画をずっと見てきまして、実際の現場の中で、女性  
の役割がすごい大きくなっていると思います。今まで農村の女性たちというのはどちらか  
というと受け身の存在で、こういう震災などがあった場合には、守るべき存在であったり、  
どうやって助けるかという受け身の視点が多かったと思うんです。今回、東北の震災の復  
興の経緯とか働きを見てみると、女の人たちの役割が大きくて、新たな共同体というか、  
コミュニティをつくっていったり、取組みを行ったり、次の生活基盤をつくる方法をいろ  
いろ考えていらっしゃると思います。

この計画の中にも、人・農地プランがありまして、震災の復興に対しての役割などがの  
べられています。その中で女性の役割の大きさとか、再認識みたいなものをきちんと入れ  
ていただきたいと思います。また、6次産業化という言葉が出ていますが、農産物加工販  
売と、女性たちの役割とありますが、ほかの部分との連携の上で、女性の役割と認識、働  
きの部分を入れていくと、新たな人材の育成と技術、ソフト面のつながりなどがハード面  
を維持するための視点につながっていくと思うので、是非そういうものがあるといいと思  
います。

例えば土地改良長期計画の3ページ「③豊かな人間生活と社会・文化の発展（社会の側  
面）」といった役割を発揮することが期待されている」とあります。農業の持続的な発展が  
いう部分の中にも、今後の女性の農村における役割などを入れていただきたいと思いま  
す。

○佐藤部会長

今の部分は何ページですか。

○山崎委員

3 ページです。基本的なところです。

それから、資料-3の農を強くする、地域全体としての食料生産の体質強化のところにあります、基盤整備実施における6次産業化に取り組む地区の割合の中で、農産加工販売における女性の役割であったり、地域の主体性、農村の共同力や地域資源の潜在力を生かしたコミュニティの再生の中にそれぞれ位置づけていくと、また違う新たな動きが出てくるのではないかと思います。

○佐藤部会長

具体的にどこにそれを入れればいいのかということがあったら、お教えていただけると、後ほど検討するときにはやりやすいです。例えば資料-4に関してはいかがですか。

○山崎委員

資料4に関しては、豊かな人間社会というところです。

○佐藤部会長

何ページですか。

○山崎委員

3 ページです。「③豊かな人間生活と社会・文化の発展（社会の側面）といった役割を発揮することが期待されている。このため、『農業の持続的な発展』は、農業が産業であるという経済の視点を基本としつつも、環境、社会の視点も取り込み、これら3つの役割を相互にかつ調和的に結び付け、バランスの取れた総合的なものとして持続可能性を確保していくことが重要である」云々とあります。

○佐藤部会長

このパラグラフの中に、女性の役割のようなものを位置づけてほしいという意味ですか。

○山崎委員

今、これから考えます。

○佐藤部会長

ほかにはございますか。

○山崎委員

11 ページの「政策課題 2：国土を『守る』－震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮－」の中で、女性の役割と可能性を入れていただきたいと思います。

○佐藤部会長

具体的にどこに入れますか。政策目標の中に掲げろという意味ですか。それとも文章の中に書き込めという意味でしょうか。

○山崎委員

文章の中に書き込んでいただきたいと思います。

○佐藤部会長

例えば 12 ページから 13 ページの中の文章に、女性の役割について、もうちょっと明確に書き込めということでしょうか。

○山崎委員

はい。あったらいいと思います。

○佐藤部会長

どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。及川臨時委員、お願いします。

○及川臨時委員

「5 土地改良区が果たすべき役割の拡大」の 38 ページの 11 行目「促進に一層貢献」という部分を「貢献することが重要である」という形にしていきたいと思います。「農村環境保全等による農業農村の多面的機能の発揮の上で、一層の役割が期待されている」という文言を追記していただきたいと思います。なぜかというと、土地改良区は、今、その部分の取組みを相当しているわけですし、制度的にもそうなっているという部分がありますので、その部分の追記をお願いしたいということです。

○佐藤部会長

10 行目の「土地改良区は」と主語になっている中の文章のどこかに入れ込むということでしょうか。

○及川臨時委員

「このため」の下の部分は「促進に一層貢献することが重要である」という形にして、その後「また、農村環境保全等による農業農村の多面的機能の発揮の上で、一層の役割が期待されている」という文言が入ってはいかがでしょうか。土地改良区として取り組んでいるということです。

○佐藤部会長

わかりました。多面的機能に関わる寄与も明確にしてほしいということですね。ほかにございますか。柴田さん、どうぞ。

○柴田臨時委員

全体は非常に充実してきたという感じがします。特に農業資源ばかりではなくて、地域資源を丸ごと保全していくんだという意欲、考えが打ち出されていると思います。

若干この点を変えたらいいと思うのは「まえがき」です。「まえがき」が入って全体がわかりやすくなってきているのですが、1ページ目に「我が国の農地は約460万ha」云々の段がありますが、これらをまずは保全していくことが必要なのだという、この共通認識というのがあるのかどうか。個別に重要指標等の指標が挙げられていますけれども、何年までに何割とか、こういう数字は挙がっているんですが、ベースとなる部分が余り明確になっていない。460万haを守るんだ、少なくとも現在の資源を守っていく。逆にそれをやらないと、4ページから3つのリスクでありますけれども、食をめぐる危機、国土の危機、農村の危機という環境の中で、最低必要量の資源がどんどん崩れ去っていく危機感が「まえがき」に入ってもいいという気がいたします。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。  
姿勢を明確にしろということですね。

○柴田臨時委員

そうです。

もう一点は、最後の「あとかき」の部分ですけれども、ここは事務的な「あとかき」になっています。ここまで企業の設備投資としての農業基盤を見直したのだということであれば、これに加えて、将来ビジョンは地域ごとに描いてくださいみたいな、農業の未来の在り方を求める文章があってもよい。さらに言えば、これをベースにして、それぞれ地域の役割であり、責務なんだという強い調子が入ればよいと思います。これは私の意見です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

お願いいたします。

○井手臨時委員

ご説明どうもありがとうございました。

最初に質問させていただきたいんですが、計画案の19ページ目の文言についてお教えください。19ページの政策目標2で(1)がございませけれども、この中の2つ目のパラグラフです。確認ですが「補修・更新」で、更新とおっしゃる場合には、普通に新しく建設するという理解で当然よろしいわけですね。そのときにライフサイクルコストというものがある「ライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する」とあります。その次です。「これにより、老朽化した施設が増加する中で農家の不安が生じないように、必要となる施設の更新整備を着実に推進する」という、このつながりがよくわからないものですから、この文言について、お教えいただきたいというのが1点目であります。

併せて、重点指標②になります。機能診断済みの割合を7割に増やすこと自身は、私も大賛成なんですけれども、ただ、診断済みの割合が増えることと、実際に予防保全に取り組むことは別ですね。ですので、そこまで踏み込まないのかというのが2つ目の質問です。

次に意見になると思いますが、パブコメとも関係いたします。6ページ目の28と29の部分でございませ。パブリックコメントの6ページ目、28と29に関連することです。これは冒頭の合瀬委員の御質問とかなり関係する部分でありまして、私も地域の中心となるという表現は、非常によい表現だと思って伺っておりました。そのときに、実際、中山間地域に行くと、こういう批判は非常に強いです。29の小規模農家が離農を余儀なくされるについてお伺いをしたいと思います。意欲があっても収益的に成り立たない人たちがどんどん排除されていくことが現実にあると思います。29の質問の意味はそういうことかと思ひます。それに対して、右に書いておられるように、長期計画ではこういう記述をしておりますというお答えなんです、実はここだけ意欲ある経営体が残ってしまっているんです。ここは恐らく意図的に残されたのではないかと予想いたしますが、意欲ある経営体であったとしても、経済的に成り立たない人たちが離農を余儀なくされるわけですから、そういう人たちの不安に対して、29の答え方というのは、答え方になっているのかというのが1つ目あります。

関連して、農地の大規模化を進めるということは、当然小規模農家が離農を余儀なくされることと関連しますが、農業としての就業者数全体で見ると、それが減っていくことにつながるということを何となく感じます。そうしますと、結局、離農を余儀なくされる人々の生活に対して、大規模化の裏側の問題としてどのようにお考えなのか。あるいは大きな目標の1と3との関係でいうと、大規模化を図って、離農を余儀なくされる人が出てくる可能性がある中で、果たして地域コミュニティの再生にうまく結び付いていくのか。

その関係をどのようにお考えなのかということも、併せてお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○佐藤部会長

質問に関して、お願いします。

○實重農村振興局長

2点目について答えさせていただいて、1点目はかなり技術的な面がございますので、担当の方からお話させていただきます。

今、御指摘の小規模農業者は離農を余儀なくされるのではないかとということなんですけれども、今回の農政の大きな運動論の背景にありますのは、基本的に基幹的農業者の年齢が66歳を超えてしまっているところにあります。ですから、積極的に離農していただくということではなくて、地域全体で農業をしていっていただく。その中で、どうしてもリタイアの時期が来ている方もいらっしゃるのではないかと。そのときに農地が耕作放棄地になってしまったりしないように、地域全体で秩序を考えていこうというものでございます。基盤整備をする際は、繰り返し話し合いが行われますし、また土地の権利との兼ね合いがありまして、換地などを行う関係上、その辺りの話し合いがすっきりとできていく場合が多々ございます。

例えば優良地区で見ますと、9割以上の農地は、それまでなかった法人が設立される。高齢者の方は完全のリタイアではなくて、その法人にいろいろな形で寄与する。直売所の販売ですとか、その法人で加工したら、それに対して貢献して日当をもらうとか、土地を貸すことになるわけでございますから、その分の地代をもらう。それが年金に加算されまして、その分、収入になるという優良地区もあちこちで出てきております。そういった秩序づくりをしていただくという方向で、農政を展開していこうというところでございます。そういった形で集積に協力をする方、集積をして、ほかの方の農地も引き受ける方と両方おられますので、両方に助成をしていこうという予算も仕組まれてきているところでございます。

今、御指摘のように、意欲ある経営体という言葉がここだけ残っているというのは、確かにございますので、どういう表現がいいかは検討してみたいと思いますけれども、大きな流れとしては、特に離農とか、小規模農業者の方が農業から離れなければならないということよりも、基本的には高齢化に対応して、地域の先行きを考えていただく。その中でそれぞれの役割分担をしていただくという意味で、中心となる経営体という表現にしているというところでございます。

○佐藤部会長

お願いします。

○室本計画調整室長

この箇所だけ意欲ある経営体にした理由は、これから人・農地プランを作成するに当たって、地域ごとあるいは市町村ごとに徹底した話し合いがもたれると思います。井手委員から指摘のあった点ですが、意欲がある方が、必ずしも地域の中心となる経営体になるかどうかはまだわからないという意味で、ここだけ意欲ある経営体という形で残しているということです。

先ほどの1点目のご質問ですが、背景として、平成22年度に農業農村整備予算が六十数パーセントカットされた一方で、水利施設の耐用年数は超過していき、今では、年間500を超える基幹的な施設が耐用年数を超過しているという状況があります。そういった情勢の中で、地元の皆さんは非常に不安がられたわけです。つまり予算がカットされて、自分たちの老朽化した施設が更新されないのではないかという不安がありますので、長寿命化を図り、機能診断を行い、リスク管理を行いながら、必要最小限のコストで、手当てすべきところは手当しますという意味合いでこの文章を入れたということです。

○佐藤部会長

どうぞ。

○井手臨時委員

予防保全のための投資をしますというのは、よくわかるんです。そうではなくて「更新整備を着実に推進する」になっているのが、よくわからないということです。

○室本計画調整室長

更新整備と予防保全の間に流れがありまして、技術的な話になりますが、まず機能診断を行います。特に基幹的なものについては基幹診断を行ってから、機能保全計画をつくります。機能保全計画の中で、各施設の老朽化の度合い、耐用年数をどのくらい超過したか、これを改修するに当たってどのくらいコストがかかるか、いつ更新するかという計画をつくらなければいけないのですが、その計画策定率を資料3の2ページ目に入れております。まずは機能保全計画をつくって、その後に更新整備に移っていく。更新整備に移る際には、毎年度の予算要求が必要になってきますが、機能診断をまず終わらせて、同時に機能保全計画を策定し、更新整備に移っていくという流れになる。その意味での文章とご理解いただければと思います。

○實重農村振興局長

御指摘のように、補修と更新は違います。補修は日常的な管理の一環ですけれども、更新は建設事業になります。

技術的には、今、室長から説明したとおりですけれども、この文章の中で、これにより更新を推進するというのが、つながっているのかどうなのかという御指摘だと思いますので、そこは表現を工夫してみたいと思います。後段の部分についても、表現を考えてみたいと思います。

○佐藤部会長

どうぞ。

○林田農村振興局次長

最後は、中心となる経営体に集積していくという施策とコミュニティを再生するのは矛盾しないのかというお話でしたけれども、水田の農業といいますのは、5kmとか10kmとか延々と上流から水を運んできてほ場に入れているという実態、特に傾斜のあるところでは、ほ場に長い法面が生じているという実態、そのために地域共同で春先には水路にたまった土石を上げるという作業を行ってきました。法面については、害虫が発生しないように除草、草刈りを、地域共同で同じ日にみんなが一斉に出てやるということをやってきましたわけです。

経営体の規模が大きくなる中で、そういったことを維持できるのかという懸念を我々は十数年前から持っておりました。そのために、農地・水保全対策のような制度を5年前から入れていますけれども、土地を貸し出していただいて離農される方、ある意味非農家になれる方をその段階で取り込んで、地域で行ってきたえざらい等の共同活動、草刈り等の共同活動、同じ日に一斉にやらないと意味のない活動については、抜けないようにしていただく。併せて、地域でメダカの生息など自然環境に関心のある非農家の方にも一緒に入っていて、維持していこうという思いでやってきましたので、まさに先生が御指摘のような観点が生じないようにしたいという思いであります。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

森さん、どうぞ。

○森委員

全体的には資料も見やすく、わかりやすくなっているということで、それは評価したいと思います。

繰り返しになって恐縮なんですけど、もう一度、説明していただきたいところがありまして、政策目標2のところですよ。

○佐藤部会長

資料－４ですか。

○森委員

資料２でもいいんですけども、政策目標２のところの中間とりまとめでございます。

○佐藤部会長

何ページですか。

○森委員

１ページです。最初の中間とりまとめと修正案として対比して書かれているところで、政策目標２の食料供給力の強化という言葉の「強化」を「確保」に変えたところの意味をもう一度教えていただけますか。今の井手先生に対するお答えとも関わってくると思うんですけども、すっきりわからないんです。

○室本計画調整室長

申し訳ございませんでした。もともと左側の中間とりまとめの段階では、政策目標２に④⑤⑥⑦と入っておりました。④は、農業水利施設の戦略的な保全管理です。水利施設を保全していくという意味合いがあり、⑤は、水田の汎用化を図るための整備になります。⑥は、畑作・畜産・酪農地帯における整備です。⑦は、耕作放棄地の発生防止と解消ですから、保全という概念が合うのではないかと。つまり④⑦は保全という概念であって、⑤⑥は整備となります。右の修正案の政策目標１は整備を前面に出した形に変えました。⑤を右側の②に移動させております。戦略作物の生産拡大のための水田の汎用化を②に入れております。中間とりまとめ段階の⑥の畑作・畜産・酪農地帯における整備は、③畑地かんがい整備の推進に統合しました。その結果、政策目標２には中間とりまとめ段階の④と⑦の保全関係の施策しか残りません。つまり保全関係の施策を活用するに当たって、食料供給力の強化とまでは言えないだろう。ここは維持を図るとか、あるいは確保という方がワーディングとしては適当ではないかということで、整備を通じて強化を図り、食料供給力の強化としていたところを、食料供給力の確保という言葉に変えたということです。

よろしいでしょうか。

○森委員

今、説明していただいたことについては、理解できました。

ただ、一般的に、食料供給力というときに、食料自給率的な意味での生産力ということイメージする機会が多いので、その場合、確保だけを言っていたら、少し後ろ向きのようなイメージが残ってしまうのではないかという懸念が残っています。

○室本計画調整室長

食料自給率の強化というのは政策目標 1 です。水田の大区画化、特に汎用化です。汎用化による農業の体質強化、②戦略作物等の生産拡大のための水田の汎用化のところ、自給率アップを図っていくということを念頭に置いております。

勿論①の大区画化についても、食料供給力の強化という観点はあると思います。

主に①②で体質強化を図り、自給率を向上させていく。食料供給力も確保していく、強化していくという意味が、政策目標 1 に統合されたとご理解いただければと思います。

○森委員

わかりました。

○佐藤部会長

強化は「まえがき」にも書かれていますし、全体を通して強化は当然です。この部分の施策のネーミングとしては、確保ということになります。

近藤臨時委員、どうぞ。

○近藤臨時委員

全体的にすごく具体的で、よくまとまっていて、いいと思います。最初は巨大な目次録だったんですが、随分変わって、読みやすい、興味深いものになったと評価したいと思います。

その上で、2点意見と1点質問をしたいと思います。

局間の調整とか省庁間の調整、与党の関係があって、事務局が御苦労されていることは重々承知の上なんですけど、2点文句を言わせてもらいたいと思っております。

1つは、農業の競争力、体質の強化で、競争力のワードを削ってしまったことです。国の長期計画、退屈なものと言っておかしいですけども、そういうものであればこそ、あるいは厳しい状況であるときこそ、明確、明快、あるいは具体的であるべきだと思って、前回も今回も携わらせてもらっています。競争力という言葉は、今回の一連の世の中の流れの中で非常に重要な言葉だと思ってきました。それが体質強化という抽象的というか、ある意味情緒的な言葉に言い換えられてしまったのは残念です。農業者の気持ちを考えると、ここに国際競争力が入っていると、多分いろんなところで刺激するところがあるのかもしれないけれども、競争力というのは、国際競争力だけではなくて、当然国内の産地間競争もこれから激しくなるわけだし、しかも、価格競争力だけではなくて、ブランドの競

争力だとか、品質の競争力を高めていかなければならない、この時代に当たり前の単語だと思ってきたんです。それがどういう理由か、要するに目的が明確でなくなった、特に16ページの政策目標1というのは、そういう印象を受けました。せっかく全体的にいい計画をつくっていただいたのに、1の農を強くするというところだけ、部分的にのっぺらぼうな計画になってしまったという印象を今回持ちました。これが意見の1点目です。

2点目は、先ほど合瀬さんから話があった、10～20ha、20～30haの話です。實重さんの言葉じりをとらえるわけではありませんけれども、総理、最高責任者が出た会議で決めた数字がひとり歩きするというのも変な表現なので、それは所要の条件として、農水省レベルにきたならば、それは使用すべきだと思います。そうでないと、先ほど合瀬さんがおっしゃいましたけれども、どうなってしまったのか、あの数字はやめてしまったのかという疑問が出るのは当然のことで、それをなくしてしまって混乱を防ぐのではなくて、それを前提のものとして書き込むなり、説明していくことが筋なのではないかと思いました。こちらは残念というより、非常に奇妙な感じがしました。これが意見の2点目です。

1つ質問というのは、直接ワーディングとは関係ないんですけども、数値の目標がいろいろ入りました。数値がいろいろ入りました。見て野心的な数字もあるし、現実的な数字もありますが、私自身はそれが妥当かどうかという判断基準を持ち合わせていないので、こんなものなんだろうという程度の感想しかないんですけども、この数値がすべて達成された場合、5年後、どういう農村の姿を描いていらっしゃるのかということを知りたいんです。聞きたいのは、先ほど半分ぐらいお答えいただいているんですけども、農業人口とか農場の周辺人口というのは、5年後は高齢化で減っているのか。それとも農業法人が増えて、従事者が増えているのか。あるいはここに書いてあるように、6次産業化が広がって、いわゆる農業の周辺人口というのは横ばいでいけるのか、維持できるのか、その辺りの農村あるいは農業周辺に携わる人たちの5年後の夢、この目標が達成された際のイメージ、勿論これは政策目標ではないので、そんな数字をお持ちではないのかもしれないけれども、多分イメージか前提はお持ちだと思うので、達成された暁には、その辺りはどういうふうになるのかということ、参考までにお話聞いたらと思います。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

お願いいたします。

○實重農村振興局長

大変大きな農政上の御議論をしていただいていると思います。競争力の議論と20～30haという議論は、まさに同一線上の御指摘だと思います。今回、御相談している文面というのは、省内全体で、今、起こしつつある大きな農政のムーブメントに合致した表現になるように調整をしているものでございます。

これは何かといいますと、5年間で大きく農業の構造を変えていかななくてははいけない。このために農業者の方々も相当頑張らないといけない。そのために人・農地プランを集中的に議論して、それぞれの地域で作ってもらう。自分たちはこういう具合に姿が変わっていくというものを描いてもらうということでございます。大きなムーブメントを作っていくに当たって、ワーディングについては配慮してまして、近藤臨時委員が御指摘のように、競争力といった場合、一般的にはどうしても国際競争力だと思いますので、もし産地間競争とおっしゃるような意味での競争という言葉を使うとすれば、きちんとした長い文章が必要になってくると思います。単純に競争力といいますと、やはり国際競争力と受け取られるのが一般的だと思いますので、そこはなかなか難しい点があるということでございます。

10～20ha、あるいは平地で20～30haも同様でございまして、これは決まったことでございます。ただ、理想としての目標と申しますか、高い目標でございまして、それに向かって個々の地域がどう考えていくのか、それをやっていただかなくてははいけない。今そういう段階に入ってきているということでございます。

もう一点、どういう農村の姿、農業構造の展望を描くのかということでございますけれども、5年間で大きく変えていかなければならないという段階に入ってきておりますが、今、具体的にこの展望を農林水産省から示すことができる段階ではありません。それぞれの地域で徹底的な話し合いをしていただく、それを集約する形でだんだん出てくるものだろうと思います。

そういう意味で、現在、農林水産省が描いているイメージということになりますと、食料・農業・農村基本計画で定めております、食料自給率を50%にする。農業生産は戸別所得補償制度その他施策を集中しまして伸ばす。加工ですとか、流通ですとか、そういったところに農業者の方々にも大いに進出していただく。それによって、6次産業化を進展させる、あるいは再生可能エネルギーを大きく開発していくといった展望を描いているわけでございますけれども、それに至る道筋としての構造展望は、具体的な数値等でお示しする段階には、まだ至っていないという状況でございます。

○佐藤部会長　どうぞ。

○筒井副大臣

今の国際競争力等の議論ですが、競争力といった場合、海外に輸出する場合の意味での国際競争力、国内において外国から輸入された食品との競争力、この2つがあるわけでございます。いずれも高めていきたい。しかし、その場合の競争力にはコストの点での競争力と付加価値、安全性などの点での競争力があります。それ以外にもあるんですが、大きく2つに分けられると思います。

日本の農業の場合、いつも強調しているんですが、コスト面での国際競争力というのは非常に低い。しかし、この点でも更に最大限の努力をしていかなければいけない。大規模化を図っていかなければいけないとは思いますが、その点では日本の自然条件からいろんな制約を受けている。同時に安全性などの付加価値の点では、強い国際競争力がありますし、国内における輸入農産物との競争力も強く持っていると思います。これを更にもっと強調していくことが必要だと思います。

それら全体を含めたものが、ここで言う体質強化という意味だと思うんですが、体質強化というと、確かに何を指しているのかわからない。説明を受けないとわからないところがあるので、それらの点は考慮していかなければいけないのではないかと思います。

それから、20～30haは、局長が先ほども含めて説明したとおりです。これを実現すれば、その地域の経営体の8割ぐらいが20～30haの経営体になる。これを実現すると、日本の平均耕作面積が6haぐらいになる。現在、北海道を含めて2haですから、ほぼ3倍になるわけですから、本当に大きな目標でございます。実現不可能ではないかという声が現場から出てくるのは当然だと思います。この前もここでも話したと思うんですが、そのための対策をとっているわけですが、絶対に不可能だとう数字ではないので、誤解や反発をなるべく受けたくないような形で、この推進を図っていくという方向性は明確に持っていきたいと思っております。

最後に日本の農業の目指す姿でございますが、これも極めて難しい課題であることははっきりしていますが、農地も農業者人口もずっと減り続けている。これはたしかでございます。しかも、これは日本だけの状況ではなくて、先進各国は全部そうございまして、全体に共通する現象だと思います。これから脱却するためには、農地が以前は500万haあったのが、今460万haになってしまった。農業人口もずっと減り続けている。これらの減少傾向にまずは歯止めをかけたい。特に6次産業化の周辺人口、先ほど女性の話がありました。6次産業化に女性も多く具体的に参加してくれているわけでありまして、それらを増やしていく。それから、今度の新規就農者への支援制度によって、更に就農者を増やしていくという形で、まずは減少を止めて、これを増やしていくという方向性を目指していく。農地も農業者人口も増やしていく方向を目指すのは、はっきりしていると思います。ただ、それがどの程度実現できるか、まだ具体的な姿を示すことはできないという状況でございますが、そういう方向性を目指していきたいと思っております。

○佐藤部会長

まだ御発言をいただいている方、どうぞ。

○西辻委員

まず感想なんですけれども、今、近藤先生がおっしゃられていたように、頭の中を真っ白にして、この事業が進んでいったときのイメージをしていたんですが、どうしても高齢

者の方々が 많이 農業しか想定できなくて、若い人たちは土地改良区は難しいとか、水利施設は取っ付きにくいというイメージが出てきてしまいます。

今度は意見なんですけれども、資料-4の18ページに「(4) 基盤整備を契機とした地域の中心となる経営体の育成・確保」とあるんですが、地域の中心という言葉が現場レベルに落ちてくると、非常に危険な言葉だと思っています。それはなぜかというと、地域の中心としてやっていく経営体には、優秀な経営者が必要だと思うんですが、優秀な経営者がいないからこうなっているという現状がある中で、その中から頑張っけて経営者になっていこうという人を育てていく形よりも、近くの外部のところに優秀な人たちがいるかもしれないという理解があるので、逆にここの部分に関しては、意欲あるという形の方がいいのではないかということ、意見として述べさせていただきたいと思います。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

浅野臨時委員、お願いします。

○浅野臨時委員

今日の計画を拝見して、用語の変更であるとか、今回のさまざまな変更によって、土地改良事業の展開方向についてのイメージがより一層明確になったと感じました。用語の選択は議論があらうと思います。他の委員とは違う意見を実はかなり持っております。しかし、そういうことを踏まえても、全体として、土地改良として何を行っていくかというのは、今まで以上に明確な形で示された。

その上で2点だけ申し上げたいことがあるんですけれども、1つは、柴田臨時委員の意見と同じなんですけど「あとがき」がどうにかならないか。これは通例の「あとがき」の形式ではないですね。計画はとても格調高く始まっていて、最後のところが事務連絡で終わっているという感じがするんです。私も同じ意見なんですけれども、今回の話というのは、土地改良事業によって、日本の国土を守る、水と土を守って、それを再生させ、創造させるわけですから、創造されたものを次世代に継承するというのが、現代に生きている私たちの重大な責務なわけです。このことについては、最後にきちんと書かないといけない。これを冒頭に書く必要はなくて、一番最後の締めとしては、当然書くべきことだろう。これが欠けているのではないかと思います。

もう一点別の点なんですけれども、評価指標がございます。評価指標というのは、基本的にはだれかに評価してもらって、褒めてもらうという言い方は少しくだけすぎかもしれませんが、褒めてもらわなければしょうがないわけです。それから見ると、農を強くするところの部分を国民一般に示して、本当に褒めてもらえるだろうかということに関して、少し懸念が残ります。

例えば2とか3とかほかの部分でも、もうちょっと説明しないと、一体これがなぜ褒めてもらえる事象なのかということが伝わってこないんですけども、1に関していえば、農を強くしたら、なぜ食料供給力とか農産物価格が下がらないのかとか、もっと農産物の選択肢が広がらないのかとか、国民経済で考えると、いろんな農を強くしたメリットを国民が身近に感じられる部分があると思います。これは最後の指標ではなくて、トピックでもいいので、こういう経営体できて、これだけコストが下がったということを付随的に説明しないといけない。そういう意味では、指標の部分は出し方を御検討いただきたい。これによって、最終的には国民に土地改良事業をよくやってくれたと思ってもらいたい。ずっと農水省の会議に出ていて、皆さんがとてもまじめにやっておられることは重々承知しているんですが、まじめにやり過ぎて細かくなって、国民に伝わっていないことがあると思うので、出すときはその点を少しお考えいただいたらどうかと思います。

以上です。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

鈴木臨時委員、どうぞ。

○鈴木臨時委員

田原市長の鈴木でございます。

2点お願いしたいと思います。

今の御質問と同じような点ですけども、これから数字が出てきますと、かなり関心は高うございますし、今、コストダウンとか生産性の問題はわかる部分もありますけれども、そういった面で、数字のひとり歩きではないんですけども、これはどうなるんだという議論が出てくると思います。今の御意見と一緒に、細かくすることはできないと思いますので、アバウトで結構ですので、これはこのレベルだとか、現状に比べてこうだという、補足説明が要るのではないかと思います。

それから、今、規模の話の御議論があったんですけども、農業の実態を見ますと、面積でいえば20~30ha必要な作物もございまして、施設園芸が多いですが、施設園芸は面積当たりの生産効率と、収益性の高い作物の栽培が可能なため、土地利用型作物のように、そんなに栽培面積に依存することなく経営展開できています。そういう面で、非常にバライティに富んでいると思います。中山間地域でも10~20ha取れるところもあれば、取れないところも多分あると思いますし、そういった面でいくと、10~20haという具体的な数字を外したのは、そこら辺の誤解などからいっても、やむを得ないと思います。説明といっても、農業者は自分に降りかかりますので、国がこういう方針を決めたということになると、理屈ではわかったというところまではいかないと思います。そういった面では、私自身はやむを得ないと思っています。

一番大事なのは、農業経営的に持続的可能な農業が、どのようにできるかの問題であって、一般的に言えば、10～20haあるいは20～30haないと、安定した持続可能な農業が難しいということは中心だと思えます。その中で、小規模の意欲のある農業者というのは、小規模の農家まで面倒を見切れないのが実態でございます。ただ、意欲ある小規模農家の方々は、グループ化とか、いろいろなやりようがあると思えます。意欲があつて知恵を出してやれば、必ずうまくやっつけていけるのではないかと思います。

田原市で見えておりますと、実際問題、今、若い農家の方々が非常に意欲を持ってやっています。自主的なグループ化が進んでいるんです。ある農家は山へ行つて、2haキャベツをつくったり、それを倍にしようとか、自分たちで荒地を開墾してやっている動きもありますし、今の若い方々の意欲というのはすごい力があるということです。田原市は生産性が一番高いんですけども、そういった面で、農業に対する未来、農業者に対する未来というのは、少なくとも田原市は将来性があるのではないかと考えています。

それから、大規模農家、農業生産法人、個人でやっている、あるいは人を使ってやる、経営体というのはばらばらな状況でございますし、3分の1の農家というのは、恐らくこれから5年、10年経てばやっつけていけないのではないかと。田原市の場合には、吸収力がありますので、農地を買いたいという人が現時点で30人ぐらいいます。10haぐらい買いたいという御要望もございまして、そういった状況の中で、地域によって違うと思えます。全国的に見ればいろんな地域がありますので、その辺は地域に合わせた形でどう対応していくかという視点が必要だという感じがします。

以上です。

#### ○佐藤部会長

ありがとうございました。

1点だけ私から質問と意見を言わせていただいてもいいですか。済みません。

現行計画では、面的集積という言葉が出ていたのですが、今回はありません。経営基盤強化法では面的集積を明確に打ち出しているのに、なぜ出さないのかということが1点です。

それに関連して、18ページの(4)の1行目「換地や利用権の集積」という言葉が出てくるのに、経営規模拡大等で済ませているのです。面的集積を図りつつ経営規模拡大などと言わないと、利用権集積とか換地と書いてあるのに、何か意味が通じないような気がするのだけれども、その辺は何か意図がございませうか。

#### ○室本計画調整室長

面的集積については、当然フルスペックで整備をして、換地も伴った手法も使いますから、基盤整備をやるところは、当然のことながらやっつけていくんです。それは面的集積と言わなくても、基盤整備をやれば当然であるというのが1つあります。

もう一つは、今回、畦畔除去、暗渠単独で、事業量のかなりの分量を消化していくという形をとっていますから、そういったトータルを考えれば、面的集積を前面に出すのはどうかというところがありました。部会長がおっしゃるように、フルスペックでやるところは、当然のことながら換地をしっかりとやっていくと考えております。

○佐藤部会長

大区画にすれば、ある程度面的集積も図れるとは思いますが、従来のもを見てみると、必ずしも面的集積までつながっていないというのが一般的なので、一方の経営基盤強化法でも明確に打ち出していて、単なる集積ではだめです、面的に集めないという意味がないですとなってきたので、そこは土地改良と併せて面的の方がよりいいのではないかと思います。

○室本計画調整室長

部会長と相談させていただきまして、修文を検討してみたいと思います。

○佐藤部会長

済みません。自分のところにはね返ってきますね。

若干時間がございますが、ほかにございますか。手短にお願いします。

○山崎委員

今、地方で必要なのは、国内の地域間の競争ではないと思います。競争してだれかが生き残って、そこを強くしていくのではなくて、今回の土地改良長期計画の方針、これが優れているのは、体質強化をして、それぞれの地域が生き残って、どうやっていくかということが明確に打ち出されているところだと思います。それを現場に預けるといって、大規模でのやり方や、小さな規模でのやり方、その両方認めながら、その地域に合った方針を出して行って、それぞれの地域がどうやって生き残って、農業や農村、食のあり方、人々の暮らし、文化、環境、それらの全体が成り立っていくという考え方が基本にあって、安心して受け入れられる方向性なんだと思います。

そのことによって、10年先、20年先にどういうふうになっていくか、まだ現場を見ているとわかりませんが、若い人たちとか、女性の方たちの自立の意識によって、少しずつ変わってきている動きが見えてきています。しかしこの中には学校教育に対する布石や、働きかけは出ていません。けれども、子供たちや次の世代に伝えるようなものをきちんと入れていく、伝える方法を入れていくことが大事だと思います。それから、若い子たちが育っていくようなもの、見えていくようなことを入れていくことが大切だと思います。

また、小水力発電を中心として、自然のエネルギーにシフトしながら、それを生かしていく。そのことによって、多分農村は変わっていくと思います。自然の光であったり、水

であったり、風力であったり、農村は自然エネルギーの宝庫であって、それを生かして、それが価格になって反映されて受給できるようになったら、すごく面白くなるし、若者たちもそこに移ってくるだろうし、新しい発想で何かが変わっていく転換点にきているような気がしています。それがこの中に表われていて、私はとてもいいと感じました。

○佐藤部会長

どうもありがとうございました。

まだ御意見があるのかもしれませんが、予定の時間がほとんど終わりそうなので、ここで今日の御議論を閉じさせていただきたいと思います。

大変貴重な御意見で、非常に重たい御意見がたくさんあったので、今後の取扱いなんです。今日いただいた御意見を座長一任でやらせていただいて、事務局と相談して、修正させていただきます。それを委員の皆さん方に事務局からお送りいただいて、その場で見ていただくようにさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。非常に難しいので、座長一任といっても、どこまで皆さんの意見を取り入れられるかは自信がないんですが、どうもありがとうございました。そのような形にさせていただきまして、それをもって、また関係機関と協議をすとか、あるいはパブリックコメントをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、事務局お願いします。

## 閉 会

○室本計画調整室長

長時間にわたりまして、大変熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

部会長が最後に締められたように、この後、部会長と相談をさせていただきまして、委員の皆様からいただいたご意見を極力踏まえるように調整をさせていただきたいと思っております。

次回の部会ですが、土地改良長期計画案の答申をお願いしたいと思っております。時期的には3月末でございます。まだ確定したことは言えませんが、再度お集まりいただきまして、その場で答申をいただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。